

簡易公募型競争入札方式に準じた手続き開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係わる契約締結は、当該業務に係わる平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

平成23年3月2日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成23年度漢那ダム貯水池測量及び堤体変形観測業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、漢那ダムの貯水池の地形測量を行い、堆砂量を把握しダム管理の基礎資料とするものである。また漢那ダムのフィルダム堤体において、光波・水準測量及による堤体移動量・沈下量の測定を行うものである。

- 1) 計画準備
- 2) 現地踏査
- 3) 堤体変形測量
- 4) 地形測量
- 5) 応用測量
- 6) 打合せ協議

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年3月22日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、参加表明書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛を公表する試行業務である。

(6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(7) 本業務は、低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する予法令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度測量業務に係る一般競争（指名競

争) 参加資格の認定を受けていること。

3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

5) 本業務に係わる業務の受託者は、別途発注済の「平成 22 年度北部ダム統合管理事務所資料整理業務（受託者：一般社団法人沖縄しまて協会）」の受託者又は当該受託者（出向元および派遣元を含む）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

(3) 参加表明書に関する要件

1) 参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成 12 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有さなければならない。

- ・ 同種業務： 国又は地方公共団体等が発注する業務で、ダム貯水池測量を実施した業務

- ・類似業務： 国又は地方公共団体等が発注する業務で、河川測量を実施した業務
 - ・契約金額が 100 万円以上の業務とする。
 - ・実績として挙げた業務成績が 60 点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾・空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。

②測量業者登録を有すること。

③業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

④沖縄本島に本店があること。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成 23 年 3 月 18 日（金）を予定する。

①予定管理（主任）技術者

予定管理（主任）技術者については下記のア)、ウ)、エ)に示す条件を満たす者であり、イ) の実績を有する者であることとする。

ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 測量士の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

イ) 下記のいずれかの実績を有する者。

[1] 平成 12 年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において管理（主任）技術者又は担当技術者として 1 件以上の実績を有する者。

- ・同種業務： 国又は地方公共団体等が発注する業務で、ダム貯水池測量を実施した業務

- ・類似業務： 国又は地方公共団体等が発注する業務で、河川測量を実施した業務

- ・契約金額が 100 万円以上の業務で、実績として挙げた業務成績が 60 点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾・空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。

ウ) 平成 23 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が 4 億円未満かつ 10 件未満である者。

手持ち業務とは、管理（主任）技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

なお、平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係わる建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。その上で、予定管理（主任）技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理（主任）技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円未満、件数で10件未満（平成23年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係わる建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理（主任）技術者を、以下の[1]～[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- [1]当該管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - [2]当該管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者
 - [3]当該管理（主任）技術者と同等以上の業務成績点を有する者又は過去3年度間の同種業務における業務成績平均点が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾・空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。
 - [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ② 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理（主任）技術者とは別に、以下の[1]～[4]までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無

効とするものとする。

- [1]予定管理（主任）技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2]予定管理（主任）技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3]予定管理（主任）技術者と同等以上の業務成績点を有する者又は過去3年度間の同種業務における業務成績平均点が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾・空港関係を除く）以外の業務は、この限りではない。
- [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理（主任）技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（4）参加表明書を選定するための評価基準

参加表明者の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)～3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

- 1)参加表明者の経験及び能力
- 2)予定管理（主任）技術者の経験及び能力
- 3)業務実施体制

3. 入札手続等

（1）担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号
内閣府沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所 総務課 総務係
電話：0980-53-2442（代表） （内線）212
FAX：0980-52-4444
E-mail：nishihira710@ogb.cao.go.jp

（2）入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、電子入札ダウンロードシステムから交付する。（但し、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記3.（1）にて交付する。）

交付期間：平成23年3月2日（水）～平成23年3月9日（水）までのうち、閑庁日を除く毎日の9時00分～17時15分までとする。

ただし、平成23年3月9日（水）は12時00分まで。

やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記3.（1）担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

（3）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.（1）2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者又は申請中の者とする。

（4）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成23年3月9日（水）12時00分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の12時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記3.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所総務課に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは

平成23年4月5日（火）17時00分まで。

紙入札方式による持参の場合の締め切りは

平成23年4月5日（火）17時00分まで。

開札日時：平成23年4月6日（木）10時00分

開札場所：沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所入札室にて行なう。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1)入札保証金 免除。

2)契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名するために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格を持って申込みを行った者を落札者とすることがある。

2)予決令第85条に基づく基準価格を下回る価格で入札を行った全ての者（以下、「調査対象者」という。）に、予決令第86条の調査（以下、「調査」という。）を行うものとする。

なお、本業務は、「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業

務」（以下、「低入価格調査」という。）であり、低入価格調査の詳細は入札説明書の別紙によるものとする。

(5) その他

測量及び地質調査業務の場合には、予算決算及び会計令第 85 条の基準に該当する入札を行ったのものに対する契約担当官等の行う調査にあたり、配置予定技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として「現場責任者」を定めなければならない。

(6) 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3. (1) に同じ。

(10) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(11) 詳細は入札説明書による。

5. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity:

Yuken Uehara Director of North Dam Integrated Control Office Okinawa General Bureau Cabinet Office, Government of Japan.

(2) Subject matter of the contract:

FY2011 Kanna dam Reservoir Surveying And Bank Body Transformation Observation duties.

(3) Time limit to express interests by electronic bidding system :

12:00 9 March 2011 (by bringing, mail : 12:00 9 March 2011)

(4) Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

17:00 5 April 2011 (by bringing : 17:00 5 April 2011)

(5) Bid Opening : 10:00 6 April 2011

(6) Contact point for tender documentation:

North Dam Integrated Control Office Okinawa General Bureau Cabinet Office, Government of Japan

3-19-8 Okita, Nago City, Okinawa Prefecture 905-0019 Japan

Tel: 0980-53-2442 Fax: 0980-52-4444

E-mail: nishihira710@ogb.cao.go.jp